

令和7年6月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月6日（金） 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（9名）。
会 長 3番 有働憲一
会長代理者 7番 吉永 剛
委 員 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠 6番 牛島宣雄
8番 古郷明子 10番 中山和之 11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（2名）。
1番 猪口琢真 9番 田島たまみ
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（17名）。
西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭
小池絵里 池上洋一 井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之
大塚寛治 福原栄司 柿原 健
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（0名）。
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地判断について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について
報告第1号 中途解約通知書について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 中山寛久
庶務係長 高木慎一郎
会計年度任用職員 中嶋康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和7年6月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中9名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

本日は、6月の総会ということで、米を作っておられる方にとりましては、田植の準備で忙しい時期かと思えます。それに伴い、熱中症とか農作業中の事故とかが多い時期でもあります。

私の地区でも、3年ほど前、田植えが終わって田植機に乗って道路へ登ろうとしたところ足を滑らせて転落し、田植機の下敷きになるという事故が発生しました。

幸い、そばに何人も人がおり、救急車とかドクターヘリの手配をしてくれて病院に運ばれましたが、大けがをされたそうです。

身近なところにもそういう事例がありますので、皆さんも十分注意をされて農作業に当たってください。

本日の総会、審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、4番荒木委員と5番武田委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が2件と賃貸借権の設定の許可申請が計1件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページと2ページにてご確認ください。

所有権移転の整理番号 1 中和仁の譲渡人から中和仁の譲受人へ (売買)
所有権移転の整理番号 2 山鹿市の譲渡人から上益城郡益城町の譲受人へ
(売買)
賃貸借権設定の整理番号 1 久井原の譲渡人から久井原の譲受人へ (貸借)

まず、1ページの所有権移転の案件について説明します。

整理番号1について、譲受人は農業を営んでおられ、今回、売買により取得される農地については、玉ねぎや露地野菜を作付けされる予定となっています。

整理番号2について、譲受人は町外の方ですが、和水町において既に農業に従事されており、今回、売買により取得される農地では、水稻を作付けされる予定となっています。

次に、2ページの賃貸借権設定の案件について説明します。

整理番号1について、譲受人は農業を営んでおられ、今回新たに農地を借り受けて、水稻を作付けされる予定となっています。

これらの案件について、申請書に記載された内容及び現地確認等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第1号につきましては、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。

申請人及び土地の所在地等については、議案書の3ページにてご確認ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 倉庫用地、駐車場及び資材等置場

申請地は、用木地内の住宅地に隣接している農地2筆となります。

転用目的は、申請者が経営する会社の倉庫用地、駐車場及び個人の農業用機材置場への転用となっています。

「給排水計画」については、倉庫、駐車場及び資材置場のため給水計画はありません。汚水や生活雑排水については発生しません。雨水については自然浸透とし、余水については既存の排水路に接続して排水されます。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」については、「小集団の生産性の低い農地」ということで、第2種農地と判断しました。

第2種農地の転用につきましては、原則許可をすることができませんが、「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外許可することができるとされています。

次に、「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、金融機関発行の残高証明書が提出されており、事業費以上の資金が確保されていることを確認しました。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、許可後直ちに事業に着手し、令和7年12月末までに工事完了の予定であるため問題ないものと思われれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、地元の農業委員さんと事務局とで現地調査を行い、周辺に農地が点在しているものの、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
議案第2号整理番号1について、前淵推進委員の報告をお願いします。

前淵推進委員

整理番号1について、推進委員の前淵が報告します。

5月26日午前9時30分頃、私と本山委員、事務局2名の4名で現地確認を行いました。

申請地は、用木地内の住宅に隣接している農地であり、周辺に農地はあるものの、家屋が連なって集合している区域にあることから、事業に使用するため、貸倉庫、貸駐車場及び農業用機械等の置場にすることに、特に問題ないと思われれます。

また、日照、通風などの影響はほとんどないと思われ、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「非農地判断について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「非農地判断について」
議案第3号、非農地判断について説明します。
議案書の4ページをご覧ください。
非農地証明の申請が1件提出されています。お配りしています、別紙の位置図と併せてご確認ください。
今回の申請地は、瀬川地内の農地になります。
現況としましては、竹林が生育しており、既に山林化している状態で自然荒廃した農地であり、農地への復元は困難だと思われまます。
農地法第2条第1項に規定されています農地に該当しない土地と判断しました。
議案第3号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、現地確認をしていただいた10番中山委員の報告をお願いします。

中山委員

整理番号1について、10番中山が報告します。
5月26日午後1時30分より、私と西川推進委員、事務局2名の4名で現地確認を行いました。
申請地は、瀬川地内の農地で、手入れがされていない竹林となっていました。
周辺も山林化しており、日当たりが悪くなっている状態でした。農地に復元するのは難しいと感じました。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第3号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり非農地判断することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第3号については、原案のとおり非農地判断することに決定しました。

議長 有働

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」

農用地の利用集積等促進計画（案）について、新規の賃貸借権設定の案件が6件提出されています。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書の5ページと6ページにてご確認ください。

農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。

意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。

農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第4号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第4号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第4号につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。
報告第1号について、事務局からの報告をお願いします。

事務局

報告第1号「中途解約通知書について」

農地の賃貸借権の中途解約が1件提出されています。

通知者及び土地の所在地等については、総会資料の7ページをご覧ください。

いずれも貸し手、借り手双方合意による解約となります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案はすべて終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の8ページをご覧ください。

事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和7年6月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 4番 荒木 豊

署名委員 5番 武田 祐誠